

告発状

2025年（令和7年）6月18日

名古屋地方検察庁特捜部 御中

名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 502

電話 052-953-8052

FAX 052-953-8050

告発人 名古屋市民オンブズマン 代表 滝田誠一

（連絡先 弁護士 新海聡

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子 38-1 f.a.sビル2階

TEL:0564-83-6151 FAX:0564-53-5388)

被告発人 別紙被告発人目録記載のとおり

第1 告発の趣旨

被告発人伊藤忠彦は自由民主党知多市支部の代表者、同花井敏博はその会計責任者であるところ、告発事実記載の被告発人両名の行為は政治資金規正法第23条及び刑法第60条に該当すると思料されるため、同被告発人らを厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発にかかる事実

自由民主党知多市支部は政治資金規正法12条に基づいて平成22年3月末日までに平成21年分の政治資金収支報告書を、同様に平成23年3月末日までに平成22年分の政治資金収支報告書をそれぞれ愛知県選挙管理委員会に提出すべき義務があるのにこれを怠り、同法17条2項によって政治団体の届出がない団体とみなされ、同法8条

によって、政治活動のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、または支出をしてはならない団体となったにもかかわらず、同支部代表伊藤忠彦と同支部の会計責任者花井敏博は共謀して、自由民主党愛知県支部連合会から同支部にあててなされた

令和5年6月25日の30,000円

の寄附を支部補助名目で受け、もって政治資金規正法23条に違反したものである。

第3 告発に至る事情

1 自由民主党知多市支部

- (1) 自由民主党知多市支部は、愛知県選挙管理委員会に対し、平成6年12月26日に政治団体としての設立届出をした。

一方、政治資金規正法は、毎年3月末までに、前年分の政治資金収支報告書を提出することを政治団体に義務づけているところ（12条1項）、同支部は平成21年と22年分の二年分の政治資金収支報告書の提出を怠った。二年分の政治資金収支報告書の提出がなされない場合には、政治団体の届出でない団体とみなされることとなり（17条2項）、政治活動のために、名義を問わず、寄附を受け、または支出をしてはならない団体となり（8条）、17条3項に基づいてその旨愛知県広報で公表された（平成23年6月10日 愛知県公報）。

そして、同支部が再び寄附をうけることができるようになるためには、いったん解散の手続きをとり、あわせて設立の届出をすることが必要となった。

- (2) ところが、同団体の代表伊藤忠彦および会計責任者である花井敏博は寄附をうけるための同支部の解散届けおよび設立届を怠り、令和6

年３月２８日になってようやく解散届出を提出し、その後、同支部において寄附を受けることを目的として、令和６年５月７日、あらたに「自由民主党知多市支部」の設立届を提出した。

２ 政治資金の違法取得

以上の通り、自由民主党知多市支部がいわゆる１７条２項団体となった平成２３年４月１日から設立届を提出した令和６年５月７日の前日である同年５月６日までの間は、政治資金規正法８条により、政治活動のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受けることができないはずであった。

ところが、以下の通り、自由民主党愛知県支部連合会は「自由民主党知多市支部」に対し、平成２３年～令和６年までの間、「支部補助」「または党費還元金」名目で、「自由民主党知多市支部」へ政治資金を交付していることを記載している。この間の交付額は実に合計１，５７７，５５０円に上る。

金額	日時	住所	目的
30,000	R5.6.25	知多市新知字大内 38-1 竹内ビル 1 階	支部補助
30,000	R1.6.29	知多市新知字大内 38-1 竹内ビル 2 階	支部補助
30,000	H30.6.23	知多市新知大内 38-1	支部補助
10,000	H28.6.18	知多市新知大内 38-1	支部補助
30,000	H27		支部補助
30,000	H26		支部補助
352,000	H26		党費還元金
10,000	H25		支部補助

230,850	H25		党費還元金
10,000	H24		支部補助
285,950	H24		党費還元金
30,000	H23		支部補助
498,750	H23		党費還元金

合計 1,577,550

この資金のうち、平成23年4月1日から令和6年5月6日までの間に交付された資金は、同支部が法8条によって受領することができない資金であるから、同支部の代表者である伊藤忠彦および会計責任者である花井敏博は、本来であればこれを自由民主党愛知県支部連合会に返還すべきであった。ところが、同連合会の収支報告書には返還金を受領した記載がないことに鑑みれば、同支部は17条2項団体でありながら、受領できない平成23年4月1日から令和6年5月6日までの間の支部補助および党費還元金名目の政治資金を領得したことになる。これは政治資金規正法8条に反する違法取得である。

3 責任の重大性

本件は、17条2項団体となり、愛知県広報でもその旨が告知された平成23年6月以降も10年以上にわたって自由民主党愛知県支部連合会から本来受領できない政治資金を受領し続け、その返還もしていない点で極めて悪質である。

しかも、同支部の代表者は復興大臣の要職にある。本件においては、同氏は10年以上にわたる収支報告書の未提出を、2024年12月13日の参議院予算委員会で陳謝はしているが、本来受領できない政治資金を受領しつづけていたことについては、発言していない。

こうした政治団体としての届出をしない団体が寄附を受領したこ

とは、日本全国でしばしば発覚しているが、本件ほど長期間にわたって8条に違反する政治資金が交付された例は聞かない。

加えて、知多市支部が17条2項団体となり、これを同法17条3項に基づいて愛知県選挙管理委員会委員長が愛知県広報で公表した平成23年6月10日以降も、自由民主党愛知県支部連合会は恒常的に知多市支部に政治資金を交付している点にかんがみれば、支部のみならず、知多市支部に政治資金を交付した当時の自由民主党愛知県支部連合会の会計責任者と代表者も被告訴人らの違法行為の共犯の疑いすら生じさせるものである。また、仮にそうでないとしても、自由民主党愛知県支部連合会自体が、政治とカネについての規範意識が鈍磨しているというほかない。

- 4 以上のとおりであるから、被告発人らを、捜査の上、政治資金規正法23条違反及び刑法60条違反により嚴重に処罰するよう求める。

証 拠 資 料

- 1 自由民主党愛知県支部連合会の政治資金収支報告書（令和5年のもの）
- 2 平成23年ないし令和5年の自由民主党愛知県支部連合会の収支明細（エクセル表にまとめたもの）
- 3 平成6年12月26日「自由民主党知多市支部」政治団体設立届、その後の異動届
- 4 令和6年3月28日付で提出された「自由民主党知多市支部」政治団体解散届
- 5 平成23年6月10日 愛知県公報

6 令和6年5月7日付で提出された「自由民主党知多市支部」政治団体設立届

附 属 書 類

1 資格証明書

被告発人目録

代表者 伊藤忠彦

住所：愛知県知多市岡田字向田 61

職業：衆議院議員

生年月日：昭和 39 年 7 月 11 日

電話番号：0562-55-5508

会計責任者 花井敏博

住所：不明

職業：元知多市議

生年月日：不明

電話番号：不明